

小林昌之 編

## 『アジアの障害者雇用法制 —差別禁止と雇用促進—』

アジ研選書No.三二



本書は、アジア  
経済研究所が二〇  
一〇年度と二〇一  
一年度に実施した  
「開発途上国の障  
害者雇用—雇用法  
制と就労実態—」  
研究会の最終成果  
である。本研究は、

二〇一〇年に刊行した小林昌之編『ア  
ジア諸国の障害者法—法的権利の確立  
と課題—』（研究双書No.五八五）で明  
らかなった障害者立法の全体像を踏  
まえ、個別分野のうち最も喫緊な課題  
である障害者の雇用に焦点を当ててい  
る。

障害問題は貧困削減の重要な一部で  
あり、障害者雇用はその中核的課題で  
ある。労働と雇用は生計維持のための  
所得確保にとどまらず、基本的な権利と  
しての働く権利、機会均等や合理的配  
慮など非差別原則を確立するうえで重  
要である。二〇〇六年に採択された国  
連障害者権利条約は、他の者との平等  
を基礎に障害者も労働の権利を享受す  
べきことを謳っている。本研究では権  
利条約に照らしながら、立法による障  
害者の雇用機会の均等化と促進に焦点  
を当て、アジア諸国における現行の労  
働・雇用法制が、障害者雇用に対して

いかなる役割を果  
たし、課題を抱え  
ているのか明らか  
にすることを目的  
とした。

具体的には、韓  
国、中国、ベトナ  
ム、タイ、インド  
の五カ国については

国別に①障害者就業の実態と問題点、  
②障害者の労働権を保障し、就業を促  
進するための法制度の構成、および③  
障害者権利条約が謳う差別禁止制度と  
積極的差別是正措置としての障害者割  
当雇用制度の位置づけなどについて考  
察を行った。これに加え、「障害と開発」  
および障害当事者の視点からフィリピ  
ンの障害者雇用を論じ、マレーシアを  
事例に障害者権利条約および各国の障  
害者雇用法制を考察するうえで重要な  
キーワードとなっている障害者の定義  
と概念について分析を行った。

障害者権利条約は、障害者を福祉の  
客体ではなく権利の主体として捉え直  
し、医学モデルから社会モデルへのパ  
ラダイム転換を求めている。立法措置  
による障害者の人権確保は同条約の柱  
組みの核心部分であり、条約は締約国  
に、障害を理由とする差別を禁止する  
法律の制定を求め、さらに非差別が社

会で実質的に確保されるよう合理的配  
慮などの提供を求めている。雇用にお  
いて、障害者割当雇用制度は差別を解  
消し公平を実質的に担保するための積  
極的差別是正措置として位置づけられ  
た。従来からアジアにおいては、日本  
を初めとして障害者の割当雇用制度が  
導入されてきたが、パラダイム転換を  
求める障害者権利条約に合わせて、そ  
の性質は福祉的な恩恵から差別解消の  
ためのメカニズムとなることが求めら  
れる。その意味では本書で国別に検討  
した五カ国のうち韓国およびタイがそ  
の方向に向かって整備を進めてきたこ  
とが明らかとなった。また、割当雇用  
制度を有効なものとするために、反  
則金や名称公表などのサンクション、  
税の減免や奨励金などのインセンティ  
ブを工夫する国はあったものの、職場  
適応を援助するためのジョブコーチや  
トライアル雇用などを導入している国  
は少なく、より多面的な取り組みが必  
要となっていることも判明した。

対象国のなかでは韓国と中国が特徴  
的な障害者雇用促進策を有していた。  
韓国は社会的企業を、中国は福祉企業  
を障害者の雇用の場として設立してい  
る。韓国の社会的企業制度は、障害者  
を含め、開かれた一般市場において働  
くことに制約のある集団に対し、公的  
資金における貸金補填によって最低賃  
金適用等を確保するものであり、労働  
法規の適用を保障する福祉制度と労働  
制度の溝を埋める対案となる可能性が  
ある。中国の福祉企業は障害者を集中  
的に就業させる中国の伝統的な障害者  
雇用政策の方法であり、障害者を隔離

し、保護すべき客体とみなし、障害者  
権利条約が謳う障害者の尊厳の尊重と  
インクルージョンに反するとの批判が  
存在する。現状ではその批判はを外  
していないものの、障害者の雇用吸収  
能力には一定の評価が与えられるべき  
であると思われる。福祉から権利への  
パラダイム転換は容易でないとして  
も、北欧での集団雇用の事例を参考に  
業種や職種を多様化させ、開かれた労  
働市場と連動させる雇用政策をとるこ  
とで、障害者権利条約の理念に近づけ  
ていくことは不可能ではない。開発途  
上国において障害者が経済的自立を果  
たすためには政府による積極的なイニ  
シアティブが必要であり、アジア諸国  
のこうした経験は示唆的である。

障害者権利条約はまた、ほかの人権  
諸条約と比して国内的努力を支援する  
ための国際協力を重視しており、研究  
における協力にも言及している。本書  
では雇用の問題を取り上げたが、さら  
に教育などほかの個別分野の発展や法  
律の実際の履行・執行状況について検  
証していくことが課題として残されて  
いる。本書によって、わずかながらで  
もアジア各国の知見の共有が促進され  
ることになれば幸いである。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究  
所 開発研究センター）